

訪問看護重要事項説明書

1. 当事業所が提供するサービスについての窓口

事業所名 大西病院訪問看護ステーション
管 理 者 所長 秋田 悦子
電 話 (0166) 22-9121 番

2. 訪問看護ステーションの概要

(1) 当事業所の概要と提供できるサービスの種類と地域

事業所名	大西病院訪問看護ステーション
所在地	旭川市4条通11丁目右3号
法人種別	医療法人 回生会
代表者氏名	大西 智和
電話番号	0166-22-9121
FAX番号	0166-22-9123
居宅介護サービスの種類	訪問看護・予防訪問看護
サービスを提供する地域	旭川市・東神楽町

(2) 当事業所の職員体制

	資 格	常 勤	非常勤	業務内容
管 理 者	看 護 師	1名		訪問看護事業の管理・統括
看 護 師	看 護 師	3名		訪問看護業務
看 護 師	看 護 師		1名	訪問看護業務
事 務 職			1名	事務作業業務

(3) サービス提供時間

営 業 日 月～金曜日（土日祝祭日・年末年始12/30～1/3・お盆8/15・7/21はお休み）
営業時間 午前9時～午後5時まで

当ステーションでは、ご希望者には年間を通して24時間連絡がとれ緊急時の訪問ができる体制を設けています。

緊急時 0166-22-9121（大西病院訪問看護）
080-5722-3042（携帯）

訪問看護は、看護師などが、家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方の看護を行うサービスで、介護保険のほか、医療保険及び後期高齢者医療制度で利用できる方もいます。主治医の治療（介護保険利用者はケアプランと治療方針）に沿って看護計画を立て、他のサービスとも連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

お申込みについては、訪問看護ステーション又は主治医、ケアマネジャーに御相談下さい。訪問看護をご利用になる場合は主治医の指示書が必要です。主治医が作成した指示書は訪問看護ステーションに提供されます。

3. 訪問看護サービスの内容

- （１）病状・障害の観察
- （２）清拭・洗髪・入浴等による清潔保持
- （３）食事及び排雪等、日常生活の世話
- （４）褥瘡の予防・処置
- （５）リハビリテーション
- （６）ターミナルケア
- （７）認知症や精神疾患の看護
- （８）療養生活や介護の指導
- （９）カテーテルなどの管理
- （１０）その他医師の指示による医療処置

4. 衛生管理について

看護師は、清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っています。
新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について最新情報を踏まえて、衛生的な管理に努めています。

5. 事故発生時の対応について

本事業所は、利用者様に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村・該当利用者の家族様・当該利用者様に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うと共に必要な処置を講じます。

6. 虐待防止について

本事業者は、利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に挙げるとおり必要な措置を講じます。

- 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- 利用者様及びその家族様からの苦情処理体制の整備
- サービス提供中に、当該事業所職員や擁護者（利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合には、速やかに市町村へ通報します。

7. 暴言・暴力・ハラスメントについて

職員への暴言、暴力、ハラスメント（困らせたり、嫌がらせ）は固くお断り致します。利用者様、ご家族様との信頼関係を築くよう努めたいと思いますが、万が一このようなことがありましたら、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

8. 苦情の御相談について

※担当窓口 大西病院訪問看護ステーション
TEL 0166-22-9121 秋田 悦子
相談時間 9時～17時まで

※旭川市福祉保険部長寿社会課 TEL 0166-25-9797

※大雪地域広域連合（東川町役場） TEL 0166-82-2111

※北海道国民健康保険団体連合会 TEL 011-231-5161

9. 個人情報取り扱いについて

(1) 個人情報に対する本事業者の基本姿勢

本事業者は、個人情報保護法の趣旨を尊重し、「個人情報保護方針」を定め、利用者様の個人情報を厳重に管理しています。

(2) 本事業者が保有する個人上の利用目的

本事業者は、訪問看護の申し込み、訪問看護の提供を通じて収集した個人情報を、利用者様・ご家族様の方への心身の状況説明、看護記録・台帳の作成等といった訪問看護の提供の為に必要に応じて利用いたします。

また、利用者様のみなさまの個人情報は、訪問看護の提供以外にも以上のような場合必要に応じて、第三者に提供される場合があります。

- ・ 病院・診療所・薬局及びその他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者とのカンファレンス等による連携、照会への回答
- ・ 特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
- ・ 審査・支払い機関へのレセプトの提出
- ・ 保険者への相談・届出及び照会への回答

(3) 本事業者が保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存する事を義務づけられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

(4) 個人情報に関するお問い合わせ

開示請求・訂正・利用停止などは、下記にお申し出下さい。

個人情報管理統括責任者	秋田 悦子
苦情・相談窓口	大西病院訪問看護ステーション
	TEL 0166-22-9121
	FAX 0166-22-9123

10. 災害時について

利用者様の居住地において、訪問できない何らかの災害（気象庁より警報発令時や大雨、強風、大雪等の悪天候時など）が発生した場合、予定されていた訪問を急遽取りやめる場合や日時の変更等をお願いすることがあります。

11. ご利用料金など

* 介護保険により訪問看護

訪問看護をりようできる方は、要支援者または要介護者で介護保険の被保険者で、主治医が訪問看護を必要と認めた方。

* 医療保険（健康保険）による訪問看護

訪問看護を利用できる方は、主治医が訪問看護の必要を認めた方

- ① 介護保険の対象ではない（非該当）の方
- ② 介護保険被保険者のうち厚生労働大臣が特に定めた疾患や病状の方
- ③ 特別指示による2週間

* 支払い方法

毎月末締めとし、翌月10日以降に当月分の料金を請求致しますので、現金払いでお支払い下さい。訪問看護師が集金します。

難病法に基づく医療費助成制度を受けられている利用者様においては、自己負担額計算のため、当月の最終訪問日に自己負担上限額管理表を確認させていただきます。

- * なお、厚労省より料金改定があった場合は、速やかに料金表より説明。了解を得る事とします。

介護保険による訪問看護料金表

令和6年6月1日改定

1単位:10円 (円)

介護保険		単位数	金額	負担額（1割）	負担額（2割）	負担額（3割）
訪問看護費	20分未満（正看）	314	3,140	314	628	942
	〃（准看）	283	2,883	283	566	849
	30分未満（正看）	471	4,710	471	942	1,413
	〃（准看）	424	4,240	424	848	1,272
	30分以上60分未満（正看）	823	8,230	823	1,646	2,469
	〃（准看）	741	7,410	741	1,482	2,223
	60分以上1時間30分未満（正看）	1,128	11,280	1,128	2,256	3,384
	〃（准看）	1,015	10,150	1,015	2,030	3,045
	*夜業や朝（午前6時～8時）・夜間（午後6時～午後10時）は25%、深夜（午後10時～午前6時）は50%は徴収しません。但し、2回目以降は徴収いたします。					
加算	初回加算（Ⅰ）※新規退院日訪問	350	3,500	350	700	1,050
	初回加算（Ⅱ）	300	3,000	300	600	900
	サービス提供体制加算Ⅰ	6	60	6	12	18
	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6,000	600	1,200	1,800
	特別管理加算（Ⅰ）	500	5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算（Ⅱ）	250	2,500	250	500	750
	ターミナルケア加算	2,500	25,000	2,500	5,000	7,500
	長時間訪問看護加算（1回）	300	3,000	300	600	900
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30分未満）	254	2,540	254	508	762
	複数名訪問看護加算（Ⅰ）（30分以上）	402	4,020	402	804	1,206
	退院時共同指導加算	600	6,000	600	1,200	1,800
	山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算				

◎運営規定で定めたその他の費用（利用者負担）エンゼルケア料 5,000円

【加算要件】

初回加算

- （Ⅰ）新規に訪問看護計画を作成し、病院等から退院日に看護師が初回訪問した場合算定
（Ⅱ）新規に訪問看護計画を作成し、病院等から退院した翌日以降に初回訪問した場合算定

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして届出た場合算定

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（月1回）

24時間体制にあって、かつ計画的に訪問する事となっていない緊急時に訪問を必要に応じて行う場合算定

特別管理加算（月1回）

指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る）に対して、計画的な管理を行った場合算定。特別管理加算Ⅰは在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者管理を受けている状態、または、気管力ニューレもしくは留置カテーテル等を使用している場合、特別管理加算Ⅱは在宅酸素療法指導加算等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること。

ターミナルケア加算

死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合算定

長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に上記単位数を加算

複数名訪問看護加算（Ⅰ）

同時に複数の看護師などにより訪問看護を行う事について、利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれに該当する場合算定

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

退院時共同指導加算

病院・診療所または介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合算定

介護保険による予防訪問看護料金表

令和6年6月1日改定

		1単位:10円	(円)			
介護保険		単位数	金額	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
訪問看護費	20分未満(正看)	303	3,030	303	606	909
	〃(准看)	273	2,730	273	546	819
	30分未満(正看)	451	4,510	451	902	1,353
	〃(准看)	406	4,060	406	812	1,218
	30分以上60分未満(正看)	794	7,940	794	1,588	2,382
	〃(准看)	715	7,150	715	1,430	2,145
	60分以上1時間30分未満(正看)	1,090	10,900	1,090	2,180	3,270
	〃(准看)	981	9,810	981	1,962	2,943
	*夜葉や朝(午前6時～8時)・夜間(午後6時～午後10時)は25%、深夜(午後10時～午前6時)は50%は徴収しません。但し、2回目以降は徴収いたします。					
加算	初回加算(Ⅰ)※新規退院日訪問	350	3,500	350	700	1,050
	初回加算(Ⅱ)	300	3,000	300	600	900
	サービス提供体制加算Ⅰ	6	60	6	12	18
	緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6,000	600	1,200	1,800
	特別管理加算(Ⅰ)	500	5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算(Ⅱ)	250	2,500	250	500	750
	長時間訪問看護加算(1回)	300	3,000	300	600	900
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分未満)	254	2,540	254	508	762
	複数名訪問看護加算(Ⅰ)(30分以上)	402	4,020	402	804	1,206
	退院時共同指導加算	600	6,000	600	1,200	1,800
	山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%を加算				

◎運営規定で定めたその他の費用(利用者負担)エンゼルケア料 5,000円

【加算要件】

初回加算

- (Ⅰ) 新規に訪問看護計画を作成し、病院等から退院日に看護師が初回訪問した場合算定
- (Ⅱ) 新規に訪問看護計画を作成し、病院等から退院した翌日以降に初回訪問した場合算定

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)

厚生労働大臣が定める基準に適合しているとして届出た場合算定

緊急時訪問看護加算(Ⅰ)(月1回)

24時間体制にあって、かつ計画的に訪問する事となっていない緊急時に訪問を必要に応じて行う場合算定

特別管理加算(月1回)

指定訪問看護に関し、特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、計画的な管理を行った場合算定。特別管理加算Ⅰは在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者管理を受けている状態、または、気管カニューレもしくは留置カテーテル等を使用している場合、特別管理加算Ⅱは在宅酸素療法指導加算等を受けている状態や真皮を越える褥瘡の状態等であること。

長時間訪問看護加算

特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に上記単位数を加算

複数名訪問看護加算(Ⅰ)

同時に複数の看護師などにより訪問看護を行う事について、利用者やその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれに該当する場合算定

- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められた場合

退院時共同指導加算

病院・診療所または介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合算定

医療保険による予防訪問看護料金表

令和6年6月1日改定

(円)

医療保険			料 金	1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費Ⅰ（1日につき）			週3日まで	5,550	555	1,110	1,665
			週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965
訪問看護基本療養費Ⅱ（1日につき）			週3日まで	2,780	278	556	834
			週4日目以降	3,280	328	656	984
＊「同一建物居住者」に他の患者にも訪問した場合に算定 ＊3人以上（1人目から）							
訪問看護基本療養費Ⅲ			入院中（外泊時1～2回）	8,500	850	1,700	2,550
管理療養費			1日目	7,670	767	1,534	2,301
			2日目以降	3,000	300	600	900
加 算	難病等複数回訪問加算		1日2回	4,500	450	1,600	2,400
	複数回訪問看護加算		1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
	長時間訪問看護加算/90分以上（要件により、週1回～3回）			5,200	520	1,040	1,560
	24時間対応加算（月1回）			6,800	680	1,360	2,024
	特別管理加算（月1回）	重	5,000	500	1,000	1,500	
		軽	2,500	250	500	750	
	退院時共同指導加算（適応時）			8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算（退院時共同加算の上乗せ加算）			2,000	200	400	600
	退院支援指導加算（適応時）			6,000	600	1,200	1,800
	退院支援指導加算・長時間訪問/90分以上（適応時）			8,400	840	1,680	2,520
	夜間・早朝訪問看護加算（18時～22時/6時～8時）			2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算（22時～翌6時）			4,200	420	840	1,260
	訪問看護医療DX情報活用加算			50	5	10	15
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（適応月/月2回迄）			2,000	200	400	600
情報提供療養費1（適応時/月1回）			1,500	150	300	450	
情報提供療養費3（適応時/月1回）			1,500	150	300	450	
ターミナルケア療養費1（適応時）			25,000	2,500	5,000	7,500	
ターミナルケア療養費3（適応時）			10,000	1,000	2,000	3,000	

自費の訪問看護の費用			料 金
延長時間外（1時間）		1回の訪問が2時間を超えたとき	1,000（税込）
休日時間外（30分）			1,000（税込）
エンゼルケア料金			5,000（税込）
交 通 費	10km未満		200（税込）
	10km以上		300（税込）
	有料駐車場利用時		実費

※1週間の起算日は日曜日になります。月をまたいだ場合も1週間は継続されます。